

中央港湾団交、感染症に留意しながら再開 業側の第一次回答に対し進展ある修正を求める



二月二十日に、第一回中 春闘の要求書を提出、文書
 中央港湾団交を開始して二〇 での趣旨説明の配布を行な
 二月二十日に、第一回中 春闘の要求書を提出、文書
 中央港湾団交を開始して二〇 での趣旨説明の配布を行な
 二月二十日に、第一回中 春闘の要求書を提出、文書
 中央港湾団交を開始して二〇 での趣旨説明の配布を行な

こうした職場の状況と港
 湾労働者の不安や感染リス
 クの高まりをふまえ、全国
 港湾と港連同盟は、行政・
 日本港運協会に対して「安
 全確保等の緊急申入れ」を
 行い、対応してきた。
 過日、事務折衝によって
 日本港運協会から二〇春闘
 の産別要求に対し、書面に
 よる第一次回答が提示され
 ました。

この間、政府などの自粛
 要請や感染リスクを考慮し
 て、二〇春闘中央行動は縮
 小、地区の春闘討論集会な
 ども一部では中止を決定せ
 ざるを得なかった。
 一方、港湾労働者は、社
 会の安定の維持に不可欠な
 サービスを提供する事業と
 の政府の要請もあり、感染
 の不安に怯えながらも港湾
 の現場に従事してきてい
 る。

五月二十五日、政府は緊
 急宣言を解除しましたの
 で、感染防止対策を継続し
 つつ、中央港湾団交が再開
 できる条件が整い、今日の
 再開となった。
 団交交渉は、冒頭、六月
 に行われた日本港運協会総
 会において新労務委員長に
 就任した田原口委員長の挨拶
 で始まり、組合側に業界
 側の書面による第一次回答

の意見を求めた。
 組合側は、適正料金の確
 保の具体的な行動を明記す
 る時期であること、定年制
 や関連事業の5・9協定の
 具体化や労働災害企業内補
 償の更なる進展を求めた。
 業界側は、本日の修正回
 答は難しいが、次回までの
 交渉期間を延ばしたくはな
 いとして、六月内までには
 開催したく、事務局間で開
 催日時を調整したいと組合
 側に提案した。組合側は、
 これを了承して団交交渉を
 十四時三十五分終了した。

令和2年度の熱中症予防行動

環境省 厚生労働省 令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密(密集、密接、密閉)」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

- 暑さを避けましょう**
 - エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
 - 感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
 - 暑い日や時間帯は無理をしない
 - 涼しい服装にする
 - 急に暑くなった日等は特に注意する
- 適宜マスクをはずしましょう**
 - 気温・湿度の高い中でマスク着用は要注意
 - 屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす
 - マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を
- こまめに水分補給しましょう**
 - のどが渇く前に水分補給
 - 1日あたり1.2リットルを目安に
 - 大量に汗をかけた時は塩分も忘れずに
- 日頃から健康管理をしましょう**
 - 日頃から体温測定、健康チェック
 - 体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養
- 暑さに備えた体作りをしましょう**
 - 暑くなり始める時期から適度に運動を
 - 水分補給は忘れずに、無理のない範囲で「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密(密集、密接、密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 熱中症に関する詳しい情報: <https://www.wbgt.env.go.jp/>

令和2年度の熱中症予防行動の留意点について

～「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」における熱中症予防～

六月一日、国土交通省港
 湾局港湾経済課が全国港湾
 に「新しい生活様式」にお
 ける熱中症予防行動につい
 て(周知依頼)を发出しま
 した。
 緊急事態宣言が解除され
 た後も、新型コロナウイルス
 感染防止の三つの基本①
 身体的距離の確保、②マス
 クの着用、③手洗いや、「三
 密(密集、密接、密閉)」
 を避ける等の対策を取り入
 れた生活様式を実践するこ
 とが求められています。
 このように、今夏は、こ
 れまでとは異なる生活環
 境で迎えることとなり、十
 分な感染予防を行いな
 がら、これまで以上に熱中症
 予防を心掛けるよう、厚生
 労働省・環境省において「新
 しい生活様式」における熱
 中症予防行動のポイントを
 取りまとめたリーフレット
 等を作成、詳しくは、環境
 省ホームページに掲載され
 ています。
 船内作業員等の屋外で作
 業に従事する港湾労働者の
 皆様の熱中症の予防のた
 め、傘下組合員等への周知
 にご協力をお願いいたしま
 す。

『業務上での罹患』か、ど
 うかが最大の争点となる。
 ただ、現状では仕事で感染
 したのか、それ以外の機会
 で感染したのかははっきりと
 しないケースが多く、認定
 が困難となっていた。この
 ようなことから、厚生労働
 省は四月、次のように認定
 基準を緩和した。『医療従
 事者等』の場合、患者の診
 療・看護・介護に当たった
 医師や看護師、介護従事者
 は原則として労災の対象と
 なった。業務外での感染が
 明らかな場合を除いて労災
 認定するという事である。
 また、一般的な労働者につ
 いても感染経路が特定され
 た場合で、その感染源が業
 務に内在していたことが明
 らかな場合は労災として扱
 われるが、感染経路がは
 わりづらい場合は個別判
 断になる。ここであらうは
 きりとしにくい場合は、感
 染リスクが相対的に高い環
 境で働いていたかどうか
 だ。例として、本人を含め
 て二人以上の感染者が確認
 された職場や、顧客と接触
 する機会が多いスーパーや
 タクシー、飲食店などだ。
 必ずしも労災認定されると
 は限らないが、個別調査を
 通して認定に道を開いた点
 については評価できる。ま
 ずは諦めないことが肝心な
 のではないかと思う。

シャモ樽

業務上で新
 型コロナウイ
 ルス感染症に
 感染したと認
 定されれば、
 労災認定され
 る。その場合、
 『業務上での罹患』か、ど
 うかが最大の争点となる。
 ただ、現状では仕事で感染
 したのか、それ以外の機会
 で感染したのかははっきりと
 しないケースが多く、認定
 が困難となっていた。この
 ようなことから、厚生労働
 省は四月、次のように認定
 基準を緩和した。『医療従
 事者等』の場合、患者の診
 療・看護・介護に当たった
 医師や看護師、介護従事者
 は原則として労災の対象と
 なった。業務外での感染が
 明らかな場合を除いて労災
 認定するという事である。
 また、一般的な労働者につ
 いても感染経路が特定され
 た場合で、その感染源が業
 務に内在していたことが明
 らかな場合は労災として扱
 われるが、感染経路がは
 わりづらい場合は個別判
 断になる。ここであらうは
 きりとしにくい場合は、感
 染リスクが相対的に高い環
 境で働いていたかどうか
 だ。例として、本人を含め
 て二人以上の感染者が確認
 された職場や、顧客と接触
 する機会が多いスーパーや
 タクシー、飲食店などだ。
 必ずしも労災認定されると
 は限らないが、個別調査を
 通して認定に道を開いた点
 については評価できる。ま
 ずは諦めないことが肝心な
 のではないかと思う。